

令和 3 年（ヨ）第 449 号老朽美浜 3 号機運転禁止仮処分申立事件
債権者石地優外 8 名
債務者関西電力株式会社

準備書面（3）
(答弁書に対する認否)

令和 3 年 11 月 16 日

大阪地方裁判所第 1 民事部御中

債権者ら代理人弁護士 河合 弘之

同 井戸 謙一

ほか

本書面では、債務者の答弁書（令和 3 年 9 月 17 日付）に対する認否を行う。なお、債務者の主張の大部分は、債権者が提示した争点（地震による事故発生の危険性及び避難計画の不備）との関連性が低いため、債権者の指摘及び反論は最小限に止める。

第1章「第1章 はじめに」について

第1 「第1 序」について

争う。

第2 「第2 本書面の構成」について

認否の要を認めない。

なお、安全対策を論ずる旨主張するが、本件仮処分の争点との関連性は低い。新規制基準への適合性審査に向けた詳細な調査や仮説に基づく検討などは、本件原発が地震に対して安全か否かや、本件原発に係る避難計画に実効性があるか否かに関して、仮に間接的な考慮要素にはなるとしても、直接的な関連性はない。

第2章「第2章 本件発電所」について

第1 「第1 本件発電所の概要」について

認める。

第2 「第2 本件発電所の設置の経緯等」について

美浜発電所1号機が昭和45年1月28日、同2号機は昭和47年7月25日から営業運転を開始したこと、本件原発（美浜3号機）について、昭和46年7月12日に原子炉設置変更許可申請をしたこと、及び昭和47年3月13日に原子炉設置変更許可処分が行われたこと、昭和51年1月2月1日に営業運転を開始したことは認め、その余は不知。

第3章「第3章 原子力発電の必要性」について

第1 「第1 我が国のエネルギー供給体制の現状」について

第1段落は、不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

第2段落は、否認する。そもそも、債権者らは、本件原発が安全性を欠くことを前提として人格権侵害の具体的危険がある旨主張しており、原子力発電の必要性、すなわち、経済性、安定供給性、環境性などの議論は、原発の安全性という大前提が満たされたうえで論じるべきものである。

原発の安全性が前提となることを考慮せずに、原発の供給安定性、経済性及び環境性の議論を持ち出すことは、極めて多数の人の生存そのものに係る権利と電気代の高い低いの問題等を並べて論じることと等しく、人格権が憲法上最高の価値をもち、原子力発電等の電力事業を含む経済活動の自由（憲法22条）がその劣位におかれていることに照らしても、法的に許されないものである。

また、債務者は原発の稼働がCO₂（二酸化炭素）排出削減に資するもので環境面で優れている旨主張するが、原発でひとたび深刻な事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島第一原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原発運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。

第2 「第2 原子力発電の特長」について

1 「1 供給安定性」について

不知。なお、前提である原発の安全性の議論と供給安定性を並べて論ずることの不适当性はすで述べた。

2 「2 環境性」について

知らないし否認する。なお、前提である原発の安全性の議論と環境性を並べて論ずることの不当性及び環境問題を原発運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いであることはすで述べた。

3 「3 経済性」について

不知。なお、前提である原発の安全性の議論と経済性を並べて論ずることの不当性はすで述べた。

第3 「第3 原子力発電所の停止による影響」について

不知。

第4 「第4 本件発電所の必要性」について

不知。なお、本件原発の必要性の議論は、原発の安全性という大前提が満たされたうえで論じるべきものであり、本件仮処分の争点との関連性は低い。

1 「1 令和2年12月から令和3年1月にかけての関西エリアの電力需給ひっ迫の状況」について

(1)「(1) 本件発電所が運転していなかった令和2年12月から令和3年1月にかけて電力の需給がひっ迫していたこと」について

不知。

(2)「(2) バランスの取れた電源構成の構築の重要性」について

不知。

(3) 「(3) 需給のひっ迫による影響」について

不知。

(4) 「(4) 小括」について

不知。

第4章「第4章 「具体的危険性」の判断枠組み及び主張疎明責任」について

**第1 「第1 人格権に基づく差止請求の要件としての「具体的危険性」」について
争う。**

債務者は本件仮処分における運転禁止の根拠となる人格権について、「極めて広範囲の人格的利益全て」を内容とするものであることを前提に、概念内容が抽象的であり、権利の外縁が不明確、その効果も不明瞭であることから、人格権に基づく差止請求の検討の際に、厳格な法的解釈が必要であるなどと主張している。

しかし、本件仮処分で運転禁止の根拠となる人格権は、「極めて広範囲の人格的利益全て」を内容とするものではなく、原発事故によって外部に放射性物質が大量放出することにより、周辺住民を含む広範囲の公衆の生命及び身体安全並びに生活基盤等といった重要な法益が包括的に侵害される場面を想定しており（**仮処分申立書15頁、16頁**）、その場合の人格権は、生命を守り生活を維持する利益という人格権の中でも根幹部分をなす権利である。なお、原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（**憲法22条1項**）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分より劣位におかれるべきものである。

このような人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できるのであり、債務者が主張するような厳格な解釈に基づくことは要しない。

第2 「第2 「具体的危険性」の判断枠組み」について

争う。なお、人格権侵害の具体的危険に関する判断枠組み等については、既に述べた（仮処分申立書・第10章・100頁）。

第3 「第3 主張立証（疎明）責任の所在」について

争う。上記のとおり、人格権侵害の具体的危険に関する判断枠組み等については、既に述べた（仮処分申立書・第10章・100頁）。

第5章 「第5章 原子力発電の仕組みと本件発電所の構造等」について

原発は核分裂反応によって生じるエネルギーを利用して発電を行い、運転に伴つて放射性物質が発生すること、及び、原発における安全確保は人々に放射線による悪影響を及ぼさないことを基本とすることは認め、その余は不知。

第1 「第1 原子力発電の仕組み」について

1 「1 原子力発電の仕組み」について

(1) 「(1) 原子力発電と火力発電」について

認める。

(2)「(2) 核分裂の原理」について

認める。

(3)「(3) 核分裂のコントロール」について

認める。

2 「2 原子炉の種類」について

認める。

第2 「第2 本件発電所の構造等」について

認める。なお、本件発電所の安全性を確保するために必要な設備が設けられてい
るとする部分については、各設備の現実における機能や実際の運用、その結果とし
ての安全性を認める趣旨ではない。

1 「1 1次冷却設備」について

本件発電所における1次冷却材の回路が3組であることは不知、その余は認め
る。

(1)「(1) 原子炉」について

認める。

ア「ア 原子炉容器」について

認める。

イ「イ 燃料集合体」について

燃料棒を204本束ねた燃料集合体を157本、炉心に装荷していることは不知、その余は認める。

ウ「ウ 制御棒（制御棒及びほう素）」について

原子炉において核分裂を起こす中性子の数を調整するために制御棒が用いられる事、制御棒には、中性子を吸収しやすい性質を有する合金が用いられている事、及び、ほう素（ほう酸）が中性子を吸収しやすい性質を有していることは認め、その余は不知。

エ「エ 1次冷却材」について

認める。

(2)「(2) 加圧器」について

認める。

(3)「(3) 蒸気発生器」について

認める。

(4)「(4) 1次冷却材ポンプ」について

不知。なお、積極的に争う趣旨ではないが、本件仮処分の争点との関連性は低い。

(5)「(5) 1次冷却材管」について

不知。なお、積極的に争う趣旨ではないが、本件仮処分の争点との関連性は低い。

2 「2 2次冷却設備」について

認める。

3 「3 電気施設」について

認める。

(1) 「(1) 常用電源設備 (発電機, 外部電源)」について

ア 「ア 発電機」について

認める。

イ 「イ 外部電源」について

発電所外から供給される電源が外部電源であること認め、その余は不知。

(2) 「(2) 非常用電源設備 (非常用ディーゼル発電機)」について

2段落目は不知、その余は認める。

4 「4 原子炉停止の際に原子炉内の熱を除去する設備」について

原子炉が停止し、核分裂連鎖反応が止まった後も、燃料集合体に内包される放射性物質の発熱が継続し、原子炉停止後も冷却手段を確保する必要があることは認め、その余は不知。

(1) 「(1) 主給水設備及び補助給水設備」について

不知。なお、積極的に争う趣旨ではないが、本件仮処分の争点との関連性は低い。

(2)「(2) 余熱除去設備」について

不知。なお、積極的に争う趣旨ではないが、本件仮処分の争点との関連性は低い。

5 「5 工学的安全施設」について

原子炉施設の故障や破損等による、炉心が著しい損傷及びそれに伴う多量の放射性物質放出防止又は抑制のため、工学的安全施設が設置されていること、及び、工学的安全施設には、非常用炉心冷却設備、原子炉格納容器スプレ設備があることは認め、その余は不知。

(1)「(1) 非常用炉心冷却設備（ECCS）」について

不知。なお、積極的に争う趣旨ではないが、本件仮処分の争点との関連性は低い。

(2)「(2) 原子炉格納施設」について

不知。なお、積極的に争う趣旨ではないが、本件仮処分の争点との関連性は低い。

(3)「(3) 原子炉格納容器スプレ設備」について

不知。なお、積極的に争う趣旨ではないが、本件仮処分の争点との関連性は低い。

(4) 「(4) アニュラス空気再循環設備」について

不知。なお、積極的に争う趣旨ではないが、本件仮処分の争点との関連性は低い。

6 「6 使用済燃料ピット」について

使用済燃料ピットが原子炉から取り出された使用済燃料を貯蔵する設備であることは認め、その余は不知。

第6章「第6章 原子炉等規制法による規制の概要」について

第1段落について、本件発電所が原子炉等規制法及び同法に基づき制定された新規制基準による規制を受けていることは認め、その余は不知。

第2段落は、認否の要を認めない。

第1「第1 段階的安全規制」について

1項（「原子炉等規制法は、・・」）は認め、2項（「このような段階的安全規制のうち、・・」）以降は不知。

第2「第2 高経年化対策制度及び運転期間延長認可制度」について

認める。

1 「1 高経年化対策制度」について

認める。

2 「2 運転期間延長認可制度」について

認める。

第3 「第3 新規制基準の具体的内容」について

原子炉等規制法が、新規制基準の具体的な内容について、原子力規制委員会の定める規則に委任していることは認め、その余は認否の要を認めない。

1 「1 段階的安全規制に関する規則」について

(1) 「(1) 原子炉設置（変更）許可に係る規則」について
認める。

(2) 「(2) 設計及び工事計画（変更）認可に係る規則」について
認める。

(3) 「(3) 使用前事業者検査等に係る規則」について
認める。

(4) 「(4) 保安規定（変更）認可に係る規則」について
認める。

(5) 「(5) 定期事業者検査に係る規則」について
認める。

(6) 「(6) 原子力規制検査に係る規則」について
認める。

(7)「(7) 安全性向上評価に係る規則」について
認める。

2 「2 高経年化対策制度及び運転期間延長認可制度に関する規則」について
認める。

第4 「第4 新規制基準と本件発電所の安全対策」について

1 「1 設置許可基準規則との関係」について

債務者が引用する設置許可基準規則の条文等の内容は認め、その余は認否の要を認めない。

2 「2 高経年化対策制度及び運転期間延長認可制度との関係」について
認否の要を認めない。

第7章 「第7章 本件発電所の安全確保対策」について

本件原発の安全性が確保されていることは否認し、債権者らの人格権侵害の具体的危険がないことは争う。

その余は認否の要を認めない。

第1 「第1 安全確保対策の概要」について

原子力発電所では核分裂反応によって生じるエネルギーを利用し、運転に伴い放射性物質が発生することは認め、原子力発電所における安全確保が、放射性物質を

閉じ込め、原発の周辺公衆に放射性物質による悪影響を及ぼさないようにすることとする点は否認し、その余は不知。

原発において重大事故が発生した際、大量に放射性物質が放出され、必ずしも原発の敷地内に閉じ込めることができないことは福島第一原発事故という実体験から明らかであり、水戸地裁2021年3月18日判決でも「原子炉運転中に事故の要因となる自然災害等の事象がいつどのように生じるかという予測を確実に行うことはできず、いかなる事象が生じたとしても、発電用原子炉施設から放射性物質が周辺の環境に絶対に放出されることのない安全性を確保すること（いわゆる絶対的安全性を要求すること）は、現在の科学技術水準をもってしても、達成することは困難といわざるを得ない。」と認定していることは既述した（仮処分申立書35頁）。

債務者が、原発の安全確保において放射性物質を原発敷地内に閉じ込めることを前提にしているのであれば、そのような考えに基づく対応は原発の安全確保にはほど遠いものである。

第2 「第2 自然的立地条件に係る安全確保対策」について

1 「1 はじめに」について

本件原発の安全性が十分に確保されていることは否認し、その余は不知。債権者らの人格権侵害の具体的危険がないとする主張は争う。

2 「2 地震に関する基本的事項」について

(1) 「(1) 「地震」と「地震動」」について

認める。

(2)「(2) 地震発生様式による地震の分類」について

認める。

(3)「(3) 地震（特に内陸地殻内地震）の発生のメカニズム」について

第1段落（「ア プレートの動きによって・・」）及び第2段落（「地震発生のメカニズム・・」）は認め、第3段落（「イ なお、プレート間・・」）以降は不知。

(4)「(4) 地震動と時刻歴波形」について

ある地震によって放出された地震波が発電所敷地に達した際の時々刻々の地盤の揺れは、「時刻歴波形」によって表現されることは認め、その余は不知。

(5)「(5) 基準地震動と応答スペクトル」について

認める。

3 「3 地震に対する安全確保対策」について

(1)「(1) 本件発電所における地震に対する安全性の確保について」について
不知。

(2)「(2) 基準地震動の策定」について

不知。

ア「ア 基準地震動の策定手順（総論）」について

不知。

イ「イ 地震動評価に影響を与える地域特性の評価」について
不知。

ウ「ウ 検討用地震の選定」について
不知。

エ「エ 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」について
不知。

オ「オ 震源を特定せずに策定する地震動」について
不知。

カ「カ 基準地震動の策定」について
不知。

キ「キ 小括」について
本件発電所の基準地震動が、本件発電所の耐震安全性を確認するための基準として適切であるとする点は否認し、その余は不知。

(3)「(3)「安全上重要な設備」の耐震安全性評価」について

ア「ア 耐震安全性の確認の概要」について
不知。

イ「イ 地震応答解析及び応力解析による耐震安全性評価」について

不知。

ウ「ウ 「安全上重要な設備」に係る耐震安全上の余裕」について
不知。

エ「エ 実験等による実証」について
不知。

(4)「(4) 小括」について

本件発電所が地震に対して十分に安全性が確保されているとする点は否認し、その余は不知。

4 「4 地盤の安定性」について

地盤について、ずれ（地盤の変位）が生じたり、十分な強度（地盤の指示）を有していないなかったり、地震動の影響などで大きく変形（地盤の変形）したりすれば、原発の安全上重要な設備の重要な安全機能が失われる可能性があることは認め、その余は不知。

(1)「(1) 地震に伴う地盤の変位（ずれ）によって、「安全上重要な設備」の機能が失われることはなし）こと」について

不知。なお、本件原発の敷地に「変位が生ずるおそれがない」とする債務者の各評価には、看過し難い過誤、欠落があることは既に述べた（**仮処分申立書・第7章・第4**）。

(2)「(2) 基礎地盤が安定していること」について

不知。

(3) 「(3) 地震発生に伴う地殻変動や周辺地盤の変状等によって、「安全上重要な設備」の安全機能が失われないこと」について

不知。

(4) 「(4) 本件発電所の周辺斜面の安定性」について

不知。

(5) 「(5) 小括」について

否認する。

5 「5 その他」について

不知。

第3 「第3 事故防止に係る安全確保対策」について

不知。なお、債務者は原発の安全確保において放射性物質を原発敷地内に閉じ込めることが 100 パーセント可能であることを前提にしており、そのような考えに基づく対応は原発の安全確保にはほど遠いものであることは既述した。

1 「1 異常の発生を未然に防止するための対策（異常発生防止対策）」について

原発における事故の発生を防止するためには、事故の原因となるような以上の発生を未然に防止することが重要である点は認め、その余は不知。

(1)「(1) 自己制御性を有する原子炉の採用」について
不知。

(2)「(2) 余裕のある安全設計」について
不知。

(3)「(3) 原子炉出力、1次冷却材圧力等の監視、制御」について
不知。

(4)「(4) 誤動作や誤操作による影響を防止する設計」について
不知。

2 「2 異常の拡大及び事故への発展を防止するための対策（異常拡大防止対策）」について

不知。

(1)「(1) 異常の早期検知が可能な設計」について
不知。

(2)「(2) 原子炉を安全に「止める」設計」について
不知。

(3)「(3) 原子炉停止後の冷却手段の確保」について
不知。

3 「3 周辺環境への放射性物質の異常な放出を防止する対策（放射性物質異常放出防止対策）」について

事故発生に至った場合において、炉心の著しい損傷や周辺環境への放射性物質の異常な放出を防止するための備えが重要であることは認め、その余は不知。

(1) 「(1) 原子炉を「冷やす」設計」について

不知。

(2) 「(2) 放射性物質を「閉じ込める」設計」について

不知。なお、原子炉の型式の相違などはあるが、福島第一原発でも同じように5重の防壁が設けられていたにもかかわらず、放射性物質を確実に「閉じ込める」ことができなかつたことを付言しておく。

第4 「第4 安全性維持向上のための継続的活動」について

不知。

第5 「第5 小括」について

本件原発が炉心の著しい損傷や周辺環境への放射性物質の異常な放出を確実に防止できるとする点、本件原発の安全性が十分に確保されているとする点及び人格権侵害することは考えられないとする点は否認し、その余は不知。

第8章 「第8章 福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全確保対策の強化及びより一層の安全性向上対策の充実」について

第1段落（「1 福島第一原子力発電所事故の概要・・・」）は認否の要を認めない。

第2段落（「2 福島第一原子力発電所事故は・・・」）及び第3段落（「3 上記のような・・・」）は概ね認め、その余は不知。

第2 「第2 本件発電所における安全確保対策の強化」について

不知。

1 「1 自然的立地条件に係る安全確保対策の強化」について

不知。

2 「2 事故防止に係る安全確保対策の確認及び強化」について

不知。

3 「3 小括」について

本件原発において、炉心が著しく損傷し、放射性物質が周辺環境に異常に放出されるような事態に至ることは考えられないとする点は否認し、その余は不知。

重複する指摘となるが、「原子炉運転中に事故の要因となる自然災害等の事象がいつどのように生じるかという予測を確実に行うことはできず、いかなる事象が生じたとしても、発電用原子炉施設から放射性物質が周辺の環境に絶対に放出されることのない安全性を確保すること（いわゆる絶対的安全性を要求すること）は、現在の科学技術水準をもってしても、達成することは困難といわざるを得ない。」ことは当然前提とすべきことであり、放射性物質が異常放出されるような事態が考えられないとする債務者の姿勢は、実際に起きた福島第一原発事故のような事態に対して真摯に向き合わない不合理なものである。

第3 「第3 より一層の安全性向上対策の充実」について

本件原発の安全性は十分に確保されているとする点、炉心の著しい損傷や周辺環境への放射性物質の異常放出に至ることは考えられないとする点は否認し、その余は不知。

1 「1 福島第一原子力発電所事故後における設備の充実」について

不知。

(1) 「(1) 電源設備の充実（空冷式非常用発電装置、電源車等）」について

不知。

(2) 「(2) 最終的な除熱機能の充実」について

不知。

(3) 「(3) 使用済燃料ピットの冷却機能の充実」について

不知。

(4) 「(4) 原子炉格納容器下部の溶融炉心冷却機能の充実」について

不知。

2 「2 より一層の安全性向上対策の内容」について

不知。

(1) 「(1) 炉心の著しい損傷を防止する対策」について

不知。

(2)「(2) 原子炉格納容器の破損を防止する対策」について

不知。

(3)「(3) 使用済燃料ピット内の燃料体の著しい損傷を防止する対策」につい

て

不知。

(4)「(4) 運転停止中における原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止する対

策」について

不知。

第4 「第4 テロリズムへの対策の強化」について

不知。

第9章 「第9章 新規制基準の制定経緯と本件発電所の新規制基準への適合性」に

について

認否の要を認めない。

第1 「第1 福島第一原子力発電所事故の発生と原子力規制行政の変化」について

1 「1 福島第一原子力発電所事故の概要」について

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したことは認め、その余は不知。

なお、福島第一原発の各号機の主要な設備の具体的な損傷の内容・程度については、地震動によって生じたのか、その後の津波によって生じたのか区別することは困難であり、いまだ過酷事故に至った原因を究明することはできていないことは既に述べた（**仮処分申立書・17頁**）。福島第一原発事故の4つの事故調査報告書でも、被災設備の詳しい現地調査は現状において不可能であるため、地震動の影響を含めた事故の直接的原因の究明が重要な課題として残されていることは共通認識として示されている（**乙28・4頁「事故の直接的原因」参照。**）。

2 「2 事故原因に関する調査分析」について

国会、政府、民間、東京電力の4つの事故調査委員会が設置され、平成24年には各員会がそれぞれ事故調査報告書を取りまとめたことは認め、国会事故調査委員会以外の政府、民間、東京電力の事故調査委員会が津波によって全交流電源と直流電源を喪失し、原子炉を安定的に冷却する機能が失われたことを事故の直接的原因としていること、国会事故調以外の4つの報告書が福島第一原発事故の原因は津波による電源喪失であると明確に指摘していること、及び、福島第一原発事故が発生した直接的原因は、自然的立地条件に係る安全確保対策（津波に関する想定）が不十分であったためであるといえることは否認し、その余は不知。

事故の直接的原因は究明されておらず、重要課題として残されていることは既に述べたとおりであり、債務者が根拠とする4つの事故調報告の比較でも、「事故の直接的原因」は「被災設備の詳細な現地調査を含めた最終確認が今後の課題であるとの認識は共通である」と明示している（**乙28・15頁「(別紙1) 4つの事故調報告の比較」参照。**）。債務者が、これらの証拠から、福島第一原発事故が発生した直

接的原因は、自然的立地条件に係る安全確保対策（津波に関する想定）が不十分であつたためであるといえるなどと主張することは裁判所を誤導するものである。

3 「3 原子力規制行政の変化」について

第1段落（「(1) 福島第一原原子力発電所事故の・・」）は不知、その余は認め
る。

第2 「第2 原子力安全規制の強化（新規制基準の制定）と従来の規制からの変更点」について

1 「1 新規制基準の制定に至る経緯」について

(1) 「(1) 検討チームの設置」について

不知。

(2) 「(2) 基準検討チームにおける検討」について

不知。

(3) 「(3) 地震津波検討チームにおける検討」について

不知。

(4) 「(4) 新規制基準の制定」について

不知。

2 「2 従来の規制からの変更点」について

第1段落（「(1) 以上のような・・・」）については概ね認める。

第2段落（「(2) また、重大事故・・・」）及び第3段落（「(3) 原子力発電所の・・・」）は認める。

第4段落（「(4) このような・・・」）は不知。

第3 「第3 本件発電所の新規制基準適合性審査」について

第1段落（「1 新規制基準施行後・・・」）、第2段落（「また、運転を開始・・・」）、平成28年10月5日に本件原発に係る原子炉設置変更許可がなされたこと、平成28年10月26日に本件原発に係る工事計画認可がなされたこと、平成28年11月16日に本件原発に係る保安規定変更認可がなされたこと、及び、平成28年11月16日に本件原発に係る運転期間延長認可がなされたことは認め、その余は不知。

第4 「第4 小括」について

否認する。

第5 「第5 債権者らの主張に対する反論」について

追って認否、再反論を行う。

第10章「第10章 結語」について

事実は否認し、主張は争う。

以上